

## 【県費負担教職員】

### 教職員の標準職務遂行能力を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号の規定に基づき、山形県教育委員会における職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第7条に規定する校長及び教員等）の標準職務遂行能力を定めるものとする。

(職員の標準職務遂行能力)

第2条 職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第7条に規定する校長及び教員等）の標準職務遂行能力は、別表に掲げるとおりとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

| 校長、教頭   | 主幹教諭・教諭  | 養護教諭   |
|---|--|--|
| <p>【基本姿勢】<br/>・自己管理に努め、課題解決と目標の実現に向け責任を持って取り組むとともに、知識・技術の習得と資質の向上に向けて研鑽に励むことができる。</p>             | <p>【基本姿勢】<br/>・自己管理に努め、課題解決と目標の実現に向け責任を持って取り組むとともに、知識・技術の習得と資質の向上に向けて研鑽に励むことができる。</p>                | <p>【基本姿勢】<br/>・自己管理に努め、課題解決と目標の実現に向け責任を持って取り組むとともに、知識・技術の習得と資質の向上に向けて研鑽に励むことができる。</p>                    |
| <p>【倫理】<br/>・教育公務員として倫理観や規律の遵守など高い規範意識を持ち、公正に職務を遂行するとともに、常に一般常識や社会規範に基づく言動をとることができる。</p>          | <p>【倫理】<br/>・教育公務員として倫理観や規律の遵守など高い規範意識を持ち、公正に職務を遂行するとともに、常に一般常識や社会規範に基づく言動をとることができる。</p>             | <p>【倫理】<br/>・教育公務員として倫理観や規律の遵守など高い規範意識を持ち、公正に職務を遂行するとともに、常に一般常識や社会規範に基づく言動をとることができる。</p>                 |
| <p>【学校経営】<br/>・教育目標の達成に向け組織的、機能的に運営して活力と特色のある学校づくりに努めるとともに教育活動についての説明責任を的確に果たすことができる。</p>         | <p>【児童生徒理解】<br/>・児童生徒に寄り添い、一人ひとりの状況や特性、気持ちを捉えることに努めるとともに、児童生徒理解の姿勢や技能を身につけ、適切な指導・助言、支援を行うことができる。</p> | <p>【児童生徒理解】<br/>・児童生徒に寄り添い、一人ひとりの状況や特性、気持ちを捉えることに努めるとともに、児童生徒理解の姿勢や技能を身につけ、適切な指導・助言、支援を行うことができる。</p>     |
| <p>【学校教育の管理】<br/>・教育課程を適切に編成、実施し、教育活動を適正に管理するとともに、教育計画の点検と改善に努めることができる。</p>                       | <p>【学習指導】<br/>・児童生徒の興味関心や課題を把握し、意欲の向上と基礎基本の徹底、思考力・判断力・表現力等の育成に努め、教科の目標達成に向けた効果的な学習指導を計画、実践できる。</p>   | <p>【保健管理】<br/>・実態に即した保健室経営を行い、健康診断、疾病・感染症予防、救急処置等へ対応するとともに、心身の健康や安全に関して早期発見・早期対応及び協力体制づくりに努めることができる。</p> |
| <p>【職員の指導・監督】<br/>・職員の資質向上や服務規律の確保、業務の円滑な遂行のため指示や指導・助言・支援を適切に行うとともに人材育成の視点を持った校内組織の編成と運営ができる。</p> | <p>【生徒指導・進路指導】<br/>・児童生徒が心身共に健康で望ましい学校生活を送れるよう、実態に即した生徒指導を行うとともに、自己実現につながる計画的な進路指導を行うことができる。</p>     | <p>【保健・その他に関する指導】<br/>・発達段階に応じた保健教育を行い、児童生徒の主体的な健康づくりや、安全で健康的な教育環境の確保・維持のために専門的知識と技能を活かして指導できる。</p>      |
| <p>【危機・安全管理】<br/>・職員の危機管理能力を高め、組織的な対応体制を構築するとともに、情報セキュリティや健康・安全管理の方針を明確にし、学校の安全管理を推進することができる。</p> | <p>【学校運営への参画】<br/>・学校教育目標の実現に向け、学年・学級等の経営や校務分掌の業務等について、組織的に、かつ常に危機管理意識をもって取り組むことができる。</p>            | <p>【学校運営への参画】<br/>・学校教育目標に基づいた学校保健計画を立て、校務分掌の業務等について、組織的に、かつ常に危機管理意識をもって取り組むことができる。</p>                  |
| <p>【職場作り】<br/>・職員の精神面、身体面の健康状態に常に留意し、風通しの良い職場、ハラスメントのない職場環境を作ることができる。</p>                         | <p>【特別活動・その他】<br/>・児童生徒の自主的・実践的な活動を支援し、好ましい人間関係づくりに努めるとともに、目標とする力を身につけさせることができる。</p>                 | <p>【特別活動・その他】<br/>・児童生徒の自主的・実践的な活動を支援し、好ましい人間関係づくりに努めるとともに、目標とする力を身につけさせることができる。</p>                     |
| <p>【組織運営】<br/>・自校の状況や課題を把握・分析し、リーダーシップを發揮して、解決に向けた協働体制を構築し運営できる。</p>                              | <p>【業務マネジメント】<br/>・担当業務の目標を設定し、実現に向けて計画的に遂行するとともに、周囲の状況を把握し、多方面の業務に効率的に対応できる。</p>                    | <p>【業務マネジメント】<br/>・担当業務の目標を設定し、実現に向けて計画的に遂行するとともに、周囲の状況を把握し、多方面の業務に効率的に対応できる。</p>                        |
| <p>【組織連携】<br/>・家庭・地域・関係機関に積極的に情報を発信し意思疎通に努め、教育活動のより効果的な展開のために校外組織との信頼関係を構築できる。</p>                | <p>【連携・協調性】<br/>・他の職員と相互理解・連携・協力して、常に組織的な対応に努めるとともに、家庭・地域・関係機関と十分な意思疎通に努め、良好な信頼関係を築くことができる。</p>      | <p>【連携・協調性】<br/>・他の職員と相互理解・連携・協力して、常に組織的な対応に努めるとともに、家庭・地域・関係機関と十分な意思疎通に努め、良好な信頼関係を築くことができる。</p>          |

| 栄養教諭  | 学校栄養職員  | 事務職員  |
|---|---|---|
| <p>【基本姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己管理に努め、課題解決と目標の実現に向け責任を持って取り組むとともに、知識・技術の習得と資質の向上に向けて研鑽に励むことができる。</li> </ul>                     | <p>【基本姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己管理に努め、課題解決と目標の実現に向け責任を持って取り組むとともに、知識・技術の習得と資質の向上に向けて研鑽に励むことができる。</li> </ul>           | <p>【基本姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己管理に努め、課題解決と目標の実現に向け責任を持って取り組むとともに、知識・技術の習得と資質の向上に向けて研鑽に励むことができる。</li> </ul>           |
| <p>【倫理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育公務員として倫理観や規律の遵守など高い規範意識を持ち、公正に職務を遂行するとともに、常に一般常識や社会規範に基づく言動をとることができる。</li> </ul>                  | <p>【倫理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育公務員として倫理観や規律の遵守など高い規範意識を持ち、公正に職務を遂行するとともに、常に一般常識や社会規範に基づく言動をとることができる。</li> </ul>        | <p>【倫理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育公務員として倫理観や規律の遵守など高い規範意識を持ち、公正に職務を遂行するとともに、常に一般常識や社会規範に基づく言動をとることができる。</li> </ul>        |
| <p>【食に関する指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の食の実態や興味関心の把握に努め、望ましい食生活のため、学級担任等と連携し、専門的な立場を活かして集団及び個別の指導を行なうことができる。</li> </ul>           | <p>【学校給食管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門知識や技能の習得に努め、衛生管理や食材の選択などを適切に行なうとともに、学校給食に関する課題に対して解決に向けた取組みができる。</li> </ul>         | <p>【施策形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務に必要な情報を収集して諸課題を的確に把握するとともに、適切に整理・分析し、具体的かつ効果的な対応策を立案できる。</li> </ul>                   |
| <p>【学校給食管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食に係る企画立案に専門的立場から参画し、多方面に考慮した適切な献立作成及び物資選定をするとともに、調理従事者や施設設備、食品の衛生管理を的確に行なうことができる。</li> </ul> | <p>【食に関する指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の食の実態や興味関心の把握に努めるとともに、食への支援や食に関する指導について助言・支援を行うことができる。</li> </ul>                | <p>【正確な職務遂行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事の内容や課題の大きさを考慮し、スピード感のある処理とともに、想定されるさまざまな状況とそれに対する対処方法を念頭において職務を遂行できる。</li> </ul>   |
| <p>【学校運営への参画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の実態に基づく食に関する指導を行い、食に関する課題解決に向けて組織的にかつ常に危機管理意識をもって取り組んでいる。</li> </ul>                      | <p>【学校運営への参画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の実態に基づく食に関する指導を通して学校運営に参画し、課題解決に向けて組織的にかつ常に危機管理意識をもって取り組んでいる。</li> </ul>        | <p>【学校運営への参画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育目標の実現に向け、専門知識を活かして条件整備、課題解決等に当たるとともに、担当する業務に常に危機管理意識をもって取り組むことができる。</li> </ul>  |
| <p>【業務マネジメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当業務の目標を設定し、実現に向けて計画的に遂行するとともに、周囲の状況を把握し、多方面の業務に効率的に対応できる。</li> </ul>                         | <p>【業務マネジメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当業務の目標を設定し、実現に向けて計画的に遂行するとともに、周囲の状況を把握し、多方面の業務に効率的に対応できる。</li> </ul>               | <p>【業務マネジメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当業務の目標を設定し、実現に向けて計画的に遂行するとともに、周囲の状況を的確に把握し、多方面の業務を効率的に処理できる。</li> </ul>            |
| <p>【連携・協調性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の職員と相互理解・連携・協力して、常に組織的な対応に努めるとともに、家庭・地域・関係機関と十分な意思疎通に努め、良好な信頼関係を築くことができる。</li> </ul>           | <p>【連携・協調性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の職員と相互理解・連携・協力して、常に組織的な対応に努めるとともに、家庭・地域・関係機関と十分な意思疎通に努め、良好な信頼関係を築くことができる。</li> </ul> | <p>【連携・協調性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の職員と相互理解・連携・協力して、常に組織的な対応に努めるとともに、家庭・地域・関係機関と十分な意思疎通に努め、良好な信頼関係を築くことができる。</li> </ul> |